

記 者 発 表 資 料

令和 7 年 1 月 28 日

四 国 地 方 整 備 局

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

番号	業 者 名	住 所
①	東邦車輛(株)	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀 4120 番地
②	日本トレクス(株)	愛知県豊川市伊奈町南山新田 350 番地

### 2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 月 28 日 から 令和 8 年 1 月 27 日まで (2 カ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

公正取引委員会は、令和 7 年 9 月 24 日、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い特定トレーラの販売価格を引き上げることについて 2 社間で合意した行為を、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして、①の者については、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者として公表を行い、②の者においては排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 5. 指名停止措置理由

上記の事実については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第 1 条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 5 号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 5 号に該当する。

### 指名停止措置要領 別表第 2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内

問い合わせ先 (○主な担当)

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303 (直通)

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士